



# アジアにおいて 死刑及びその執行に直面する人々を代理する 弁護士のための地域ガイドライン

2025年3月26日 外部レビュー用

# アジアにおいて死刑及びその執行に直面する人々を代理する弁護士のための地域ガイドライン

2025年3月26日 外部レビュー用

## 背景

これらのガイドラインは、死刑事件における法的弁護を強化するという緊急の必要性を認識した、アジアの市民社会組織による継続的な協力から生まれたものである。2021年、犯罪司法改革研究所(ICJR、インドネシア)、Project 39A(インド)、Justice Project Pakistan(JPP)、台湾廃止死刑推進連盟(TAEDP)、Transformative Justice Collective(TJC、シンガポール)、マレーシア憲法主義および人権センター(MCCHR)、および中国人法務研究者を含む法務・人権団体グループが、死刑事件における公正な裁判の基準に関する研究を実施した。その後、監獄人権センター(CPR、日本)と日本弁護士連合会からもこの取り組みに参加し、専門知識と視点を提供することで協力関係をさらに豊かなものにした。The Rights Practiceが主導し、この取り組みでは死刑弁護に影響を与える構造的、手続き的、および制度的な課題を文書化した。法制度の違いにもかかわらず、一貫性のない弁護基準、事件資料へのアクセス制限、不十分な法的援助、弁護士の情状酌量事由提示能力の限界など、共通の障害が明らかになった。これらの調査結果から、死刑事件の複雑さを乗り越える弁護士を支援するための、地域に根ざした枠組みが緊急に必要であることが協調された。

2023年、最初の会合が開かれ、法律実務家と人権活動家が集まり、調査結果について議論し、解決策を模索した。国際人権規約は基本的な法的基準を提供しているが、参加者たちは死刑弁護に関する地域特有の指針が不足していることを指摘した。地域外のモデルを単に応用するのではなく、アジア主導で、多様な法的・政治的・文化的文脈に合わせた取り組みが必要である、との認識で一致した。

こうした議論を踏まえ、2024年11月にクアラルンプールで開かれた第2回会合では、市民社会団体と法律実務家が集まり、指針の内容を形作った。参加者たちは、死刑弁護に豊富な経験を持つインドネシアの人権派弁護士リッキー・グナウン氏をファシリテーターとして招き、会議の進行と起草作業を主導してもらった。この会合では、重要な法的・手続的保障を明確化し、指針が防御水準を高める上で実践的かつ理想的なものとなるようにした。

その後、2025年1月から3月にかけて、グナウン氏が戦略的な監督のもとで起草を進め、地域からのフィードバックを取り入れ、さらなる法的調査を行い、構成を磨き上げて明確性と多様な法域での適用可能性を高めた。このプロセスでは複数回の協議が行われ、法的妥当性と実務的な弁護戦略の双方を反映する枠組みが確立された。

ここに提示されるバージョンは、そうした協働の成果の集大成である。これは、死刑事件における法的代理を強化し、公正な裁判のより広範な保障を補強することを目的とした、地域主導の取り組みである。この指針は、防御弁護士にとっての実践的なツールであると同時に、戦略的なアドボカシー文書であり、適正手続きの尊重、職業倫理の確保、そしてアジア全域の死刑事件における公正な裁判基準の向上において、法律実務家の役割を強化するものとなっている。

## 前文

死刑は最も厳しく、かつ不可逆的な刑罰であり、その法的弁護の質がしばしば生死を分けることになる。他の刑事訴訟とは異なり、死刑事件における手続き上の誤りは、上訴制度によって是正されることが稀で、取り返しのつかない結果につながることが多い。このような事件の重大性は、逮捕から恩赦嘆願、最終的な上訴に至るまで、有能で、十分な資源を持ち、戦略的に熟練した法的弁護が不可欠であることを示している。

アジアの多くの法域が死刑を維持・執行しているため、死刑弁護のための地域に特化した枠組みの必要性は、これまで以上に喫緊の課題となっている。地域内で 20 か国が死刑を維持しており、法的な状況は大きく異なる。その中には、死刑の適用を段階的に制限している国もあれば、公正な裁判の権利や国際人権基準に反する条件下で死刑を課し続けている国もある。これらの制度的な欠陥と統一的な保障の欠如を踏まえると、死刑に直面する人々の権利を擁護するために、弁護人に必要な手段を備えさせる統一的かつ地域に適合した原則の策定が必要である。

死刑は、私的な法的弁護のための財源を持たない人々、精神社会的な障害を持つ人々、現地の法制度に不慣れな外国人、および体系的な差別を受けている人々など、社会的・経済的に不利な立場にある人々に不均衡な影響を与えている。一度死刑判決が下されてしまうと、証拠上の障壁、手続き上の制限、および有罪判決を覆すことへの司法の消極性により、判決が覆される可能性は著しく低下する。アジアの多くの法域では一貫した手続き上の保護措置が欠けており、これらの課題をさらに悪化させているため、早期の積極的な法的介入が公正な裁判を確保するために不可欠である。

死刑弁護人のための、地域に即応した実務志向の指針の必要性は極めて大きいものである。本指針は、法的実務家に対し、原則に基づき、体系的で、かつ倫理的に厳格な枠組みを提供することにより、制度上の欠陥に対処することを目指している。国際人権規約(ICCPR)、死刑に直面する者の権利を保障する国連セーフガード、国連「司法扶助へのアクセスに関する原則・指針」などの国際的法文書を参照しつつ、最良の実務を成文化することで、能力のある質の高い法的代理を保障するための基準を制度化することを意図している。

本指針は、国際的な法制度や比較法理、また米国弁護士会(ABA)の「死刑事件弁護人のための指針」や Death Penalty Worldwide の「ベストプラクティス・マニュアル」といった類似の指針を参考しているが、外部の法的伝統をアジアの法域に移植することを目的とするものではない。むしろ、アジアの法的・文化的・手続的複雑性に根ざした地域的アプローチを提示するものであり、地域で活動する弁護人が直面する現実を中心に据えている。この取り組みはアジアの法的実務家によって、そして彼らのために主導されており、死刑訴訟を特徴づける固有の制度的・資源的・手続的制約を踏まえたものである。

さらに、本指針は個々の事件の結果改善にとどまらず、制度的枠組みの強化や手続的保障の徹底を図るために戦略的ツールでもある。死刑の適用における恣意性を減らし、司法へのアクセスを向上させ、弁護戦略を国際人権原則と調和させることを目指している。弁護士は、死刑が適用される際に法的・手続的保

障が厳格に遵守されることを確保し、廃止が未達成の国においても、その過程が公正で透明性をもち、徹底的に検証されるようにする上で、極めて重要な役割を担っている。

## 範囲と目的

これらのガイドラインは、特に死刑に関連する、この地域の法制度における根深く、永続的な構造的欠陥に対応して作成された。このガイドラインは、適格な法的弁護への一貫性のないアクセス、公正な裁判の保障の繰り返される違反、不十分な情状酌量の活用、および社会的弱者や脆弱なグループに属する個人に対する司法への深刻な障壁という状況に立ち向かう。原則に基づきつつも実務的な介入として構想された本ガイドラインは、主として死刑に直面する個人を弁護する弁護士を対象としており、その対象となる犯罪の性質や弁護士の経験年数にかかわらず適用されることを意図している。弁護士として新たに登録した方であっても、長年の訴訟経験を積んだ方であっても、本書で示された一貫した価値観・職務・基準から恩恵を受けることができる。

これらのガイドラインは、技術的な参考や理想的な声明以上のものとして、最も重大な事件における公正な裁判の権利を強化し、原則に基づいた法的弁護を促進するための規範的な枠組み、すなわち地域的な構造として機能する。死刑弁護の実践を手続きの完全性と実質的な公正さに根ざさせることにより、ガイドラインは恣意性に対する盾として機能し、被告の尊厳と法制度の信頼性の両方を強化する。市民社会の活動家、弁護士会、および学術機関も、構造的改革を推進し、法律教育を豊かにし、死刑事件における根深い構造的な不平等を是正するために、このガイドラインを活用することができる。

本指針は、死刑事件の全過程を対象としている——逮捕の瞬間や勾留段階から、公判、控訴審、恩赦手続、そして執行直前の最終段階に至るまでである。そこでは、弁護人へのアクセス、証拠基準、情状立証、専門家の活用、国内および国際的文脈で必要とされる手続的保障といった重要な課題を扱っている。特に、外国籍の被告人、心理社会的障害をもつ人々、そしてその生い立ちが構造的な不利益と交差してきた人々の扱いについても特別な配慮がなされている。この幅広さは、死刑弁護を全体的に捉える姿勢を反映しており、法的弁護、手続的公正、そして死刑が適用される社会的条件の相互依存性を認識するものである。

重要なのは、この指針が新たな法的義務を創設することを意図していない点である。むしろ既存の法的規範、倫理的義務、判例から得られた知見を抽出し、統合して、ひとつの分かりやすい枠組みにまとめたものである。国際人権法に根ざしつつ、地域の法的現実を踏まえて構築された本指針は、アジアの死刑事件に特有の法律・文化・政治・道徳が交錯する複雑な場面において、法律実務家が適切に対応することを支援することを目的としている。

本指針は「生きた文書」として構想されており、判例法の進展、実務における経験、国内外の法的状況の変化に応じて、改訂・改善・強化していくことが想定されている。したがって、現行の基準を反映するにとどまらず、地域全体における死刑弁護実務の方向性を形づくることも意図されている。

法的保障、弁護水準、制度改革の広がりとの内在的な相互関係を踏まえ、各条項間で一定のテーマの重複や融合が見られるのは意図的かつ不可欠なことである。本指針は全体として統合的に読まれるべきものであり、各条項が互いを補完・強化し合うことによって、原則に基づいた効果的な死刑弁護のための一貫した包括的なビジョンを提示している。

## 第一章 指針となる原則

### 尊厳と権利の擁護

1. 弁護士は、逮捕および／または捜査時から、恩赦、減刑、または慈悲の嘆願、あるいは特定のケースでは処刑の最終段階に至るまで、クライアントを厳格かつ包括的に弁護し、可能な限り最高の弁護を提供しなければならない。

この責務は、法的手続のあらゆる段階において、依頼人の基本的権利を守るために、熟練した法的助言と搖るぎない献身・擁護活動を提供することを意味する。弁護士は逮捕の瞬間から果斷に行動し、利用可能なすべての法的手段を尽くして、権利侵害を防ぎ、手続的公正の厳格な遵守を確保し、訴訟の適正を損ない得る制度的課題に対応しなければならない。

有罪の根拠となるあらゆる証拠は実質的に争われなければならず、厳格な精査を経ることなく有罪判決が維持されることはあってはならない。量刑段階においては、弁護活動は実質的かつ積極的でなければならない、単なる形式的な手続遵守にとどまることなく、依頼人にとって可能な限り最も寛大な結果を得るために尽力する必要がある。

恩赦や減刑の手続においても、弁護士には考え得るすべての法的手段を追求し、強力な情状立証を行い、関連する国際人権原則を援用する義務がある。たとえ執行が差し迫っている場合であっても、弁護士には手続的保障を徹底的に検証し、誤りを争い、司法の誤謬を防止するという重大な責務がある。たとえ死刑執行が差し迫っているように見える場合であっても、弁護士には手続上の保障を精査し、誤りに異議を唱え、司法の誤謬を防ぐという重大な責務がある。いかなる場面においても、弁護士の努力は最高水準の職業的誠実さと倫理的責任を反映していかなければならない。弁護士の行為は、取り返しのつかない害に対する最初であり最後の防波堤であり、正義、適正手続、そして法の支配を守る上で不可欠な役割を担っているのである。

2. 弁護士は、死刑事件の完全性を損なう構造的な不正義、手続き上の不規則性、および制度的な偏見を特定し、積極的かつ有意義に挑戦しなければならない。

弁護士には、死刑事件において不公正な結果を持続させている制度的障壁を批判的に検証し、対処する義務がある。この責務は、差別のパターン、手続上の欠陥、構造的な不平等といった、社会的に周縁化された集団や脆弱な個人に不均衡な影響を及ぼす要素を特定するための不断の警戒を必要とする。制度的不正義は、個々の裁判を超えて、死刑制度全体における広範な欠陥—死刑囚の処遇、拘禁条件、死刑判決を規定する手続規則など——に及ぶ。こうした構造的欠陥に対処することにより、弁護士は依頼人が正義の基本原則に則った公正かつ公平な審理を受けられるようにするのである。

このような不正義に積極的に立ち向かうことは、判決、量刑、司法審査、違憲審査、そして執行停止の手続を含むすべての段階で、実質的な法的審査を妨げる法律や手続上の障害を精査し、異議を唱えることを意味する。弁護士は、救済へのアクセスを阻む規定——制限的な再審制度、有罪推定を助長する法的推定、そして執行方法、恩赦手続、拘禁条件といった死刑制度の各側面に対する異議申立てを不当に制限する規定——に対しても争わなければならない。さらに、囮捜査、体系的な弁護人不付与、適正手続を損なう便宜的な手續といった強制的な法執行慣行にも異議を唱えるべきである。可能な場合には、新たに発見された証拠、手続違反、法的保障の欠如などにより不正義が生じたことが示される事件について、再審開始を求めるべきである。

個別の事件を超えて、弁護士は制度的偏見を排除し、法の支配の遵守を強化するための広範な改革に取り組まなければならない。その内容には、制限的な刑事訴訟規則に異議を唱えること、死刑裁判における透明性と説明責任を求めること、被告人の司法アクセスを全面的に否定するような固定化された法的障壁を解体することが含まれる。この役割を果たすことによって、弁護士は死刑に直面する個人の権利と尊厳のみならず、法制度そのものの正統性をも守ることになる。これらの努力は、公平性を強化し、恣意的かつ不均衡な刑罰を防ぎ、死刑訴訟において基本的人権を擁護することにつながる。

### 3. 弁護士は、無罪推定の原則を堅持し、立証責任が全面的に検察側にあることを確保しなければならない。検察は、法の下で求められる最高水準に従って有罪を立証しなければならない。

無罪推定の原則は、公正な裁判を受ける権利の基本的な原則である。この原則は、犯罪で告発されたすべての人が、有罪と証明されるまでは無罪として扱われることを保障する。この原則は、逮捕や捜査の段階から、裁判、判決、上訴に至るまで、法的手続きのすべての段階に適用される。弁護士には、この権利を厳格に主張し、依頼人が、法的手手続きが完全かつ公正に行われる前に、偏見に満ちた扱いや有罪と決めつけられることがないようにする義務がある。

立証責任は完全に検察側にあり、検察は依頼人の有罪を「合理的な疑いを超える」最高の証明基準で立証しなければならない。特に死刑事件においては、無罪の合理的な可能性をすべて排除する、明確で説得力があり、反論の余地のない証拠を提示する必要がある。弁護士は、検察による安易な立証や証拠の不十分さ、または立証責任を逆転させるような法的推定に対して、しっかりと異議を唱えなければならない。特に、世論や制度に根ざした偏見が訴訟手続きに影響を及ぼすおそれのある地域や、誤った判断の結果が取り返しのつかない影響を及ぼす場合には、無罪推定の原則を守ることがとても重要である。

### 4. 弁護士は、依頼人の意思、決定、そして自律性を尊重し、効果的に依頼人を擁護するためにあらゆる努力を尽くさなければならない。これには、依頼人が自分の法的権利、決定の結果、そして利用可能な法的手段について十分に理解していることを確認することが含まれる。

死刑に関わる事件では、弁護士は依頼人の自律性への尊重と、死刑の使用に対する異議を唱えるという広範な責任とのバランスを慎重に取らなければならない。これらの問題に対する感受性は非常に重要であり、特に依頼人が脆弱な状況にある場合や、自分の最善の利益にかなわない法的結果を受け入れるよう圧力を感じている場合において重要である。弁護士は、強制、絶望、誤った情報など、依頼人の決定に影響を与える外部の要因にも留意しなければならない。信頼関係を開かれた対話を促進することによって、弁護士は依頼人を効果的に代表し、同時に倫理的および専門的な義務を守ることができる。

### 脆弱性への対処

5. 弁護士は、依頼人の脆弱性を積極的に把握し、記録することで、それを法的手続において情状酌量の要素として効果的に提示し、ひいては犯罪行為に影響を及ぼすより広範な制度的欠陥を明らかにするよう努めるべきである。

弁護人には、依頼人の脆弱性を特定する職業上の責務がある。その脆弱性には、トラウマの履歴、精神的健康状態、深刻な貧困、薬物密売組織による強制などの制度的搾取が含まれる。これらの考慮事項は、国際人権基準に沿って、強固な情状酌量の戦略を提示するために用いられなければならない。このような脆弱性を明らかにすることは、被告人を人間的に理解させるとともに、犯罪行為に寄与する制度的欠陥を浮き彫りにする上で極めて重要である。弁護人はまた、すべての法的判断がその潜在的な結果を包括的に理解した上で行われるよう、積極的に情状酌量の戦略を構築するべきである。

これらの要素を主張する際には、依頼人を再びトラウマにさらさないよう配慮しなければならない。トラウマに配慮したアプローチを取り、慎重な聞き取り技術を用い、依頼人が自分のペースで経験を語れるようにし、その幸福を最優先にする支援的な環境を提供することが求められる。さらに弁護人は、心理的および社会的支援サービスと連携し、依頼人が適切なケアを受けられるようにし、その過去がさらなる苦痛を与えることなく弁護を強化する形で提示されるよう努めるべきである。

### 家族の関与

6. 弁護士は、依頼人の家族が恩赦嘆願の支援、重要な公判への出席、情状酌量活動への協力など、法的手続全体を通じて十分な情報を得て主体的に関与できるようにしなければならない。

依頼人の家族との積極的な協働は、全体的かつ包括的な弁護活動に欠かせない要素である。家族はしばしばかけがえのない代弁者として、被告人に精神的な支えを提供し、事件を人間的に理

解させる個人的な物語を提示する。家族の関与は情状酌量の主張を強化し、死刑が社会や家族に及ぼす影響を強調する。しかし、家族を支援することは、直接的な弁護活動を超えて、複雑かつ多くの資源を要する責務でもある。弁護士は、家族を法的手続に積極的に関与させると同時に、より広範な心理社会的・実務的支援を提供し得る市民社会団体、支援団体、その他の関係者との連携の必要性を認識しなければならない。

感情的負担、実務上の課題、支援活動に伴う要求を考慮すると、弁護士は中核的な法的職務と、家族との効果的な関与との間でバランスを取る必要がある。弁護人は、コミュニケーションの円滑化や手続の透明性確保に重要な役割を果たしうるが、家族支援の中には、公的なアドボカシー、メディア対応、長期的な心理社会的支援など、職務の範囲を超える側面も存在する。そのような場合には、市民社会の関係者、地域ネットワーク、その他の関係者を動員し、家族が包括的な支援を受けられるようにすることが重要である。これにより、弁護士の本来の責務である法的弁護を損なうことなく支援が可能となる。体系的かつ学際的なアプローチは、弁護戦略全体を強化し、家族が持続可能で正義の理念に沿った支援を受けられるようにするのである。

### 文化的および宗教的考慮事項

#### 7. 弁護士は、必要に応じて文化的規範や宗教的信念を尊重し、それらを弁護活動に反映させることが求められる。

文化的・宗教的背景は、効果的な弁護戦略に組み込まれなければならない。例えば、弁護士は被告人の行為を理解する文脈として文化的伝統や宗教的慣習を示したり、恩赦手続において宗教指導者の関与を求め、道徳的・精神的な支援を提供してもらうことが考えられる。このようなアプローチは、弁護を強化するだけでなく、意思決定者に響く文化的に配慮した物語を形成することにもつながる。特定の行為の背後にある文化的動機を理解することや、恩赦手続の中で宗教的支援を得ることは、事件の受け止め方やその結果に大きな影響を与える可能性がある。

### 平等な扱いと非差別

#### 8. 弁護士は、人種、性別、民族性、社会経済的地位、またはその他の地位に基づいて、いかなるクライアントも不利益を被ることがないよう、平等な扱いと非差別を擁護することが求められる。

この責務には、司法手続に内在する制度的偏見や根深い不平等に異議を唱えることが含まれる。こうした偏見や不平等はしばしば不均衡な結果を固定化し、周縁化されたコミュニティに不相応な影響を及ぼしている。公正な取扱いを確保することにより、弁護士は国内外の法基準において基本とされる正義と衡平の原則を擁護することになる。

死刑事件においては、制度的偏見が社会的・政治的不平等と交錯することが多く、誤判のリスクを一層高めるため、その重要性は特に大きくなる。弁護士はこれらの複雑な問題に注意深く対応し、証拠に基づいた主張を展開しなければならない。さらに、法的援助へのアクセス改善、無意識の偏見に対する研修、実効的な説明責任メカニズムといった制度改革を積極的に提唱すべきである。

### 死刑事件における透明性と説明責任

9. 弁護士は、不透明な法的手続きを挑戦し、構造的な欠陥を露呈させ、死刑事件に関する情報が市民社会、監視機関、および一般の人々にアクセス可能であることを確実にすることによって、死刑手続きにおける透明性を積極的に促進しなければならない。この責務は、個別の事件を超えて、制度的な説明責任や改革を求める活動にも及ぶ。

死刑をめぐる秘密主義はしばしば、手続違反や不公正な裁判、死刑の恣意的な適用を可能にしている。弁護士は、死刑事件における国家の実務について、弁護体制の不備、強制的な法執行手段、恩赦や量刑判断の不一致といった重大な問題を記録・分析・公開できる、特別な立場にある。職業倫理および依頼人の同意が認める範囲で、弁護士は市民社会団体、独立した監視機関、国際的なメカニズムと連携し、これらの問題を明らかにして制度改革を推進すべきである。

また弁護士は、量刑データ、恩赦決定、死刑執行手続、拘禁環境といった国家の意思決定過程における透明性向上を強く求めるべきである。特に、死刑が秘密裏に執行されている法域では、実質的な市民による監視が妨げられ、被告人に公正かつ尊厳ある法的手続が保障されない。透明性を強化し、市民の認識を高めることで、弁護士は不正の構造を明らかにし、制度に説明責任を負わせ、死刑事件における適正手続と人権保障を長期的に確保する取り組みに貢献するのである。

## 第二章 法的支援とトレーニング

### 適切な報酬と支援

#### 10. 死刑事件に関わる弁護士は、質の高い弁護を提供できるよう、公正かつ適切な報酬と財政的支援を受けなければならない。

国家は、死刑事件の弁護人が効果的な法的代理を行うために必要なツール、資金、制度的支援にアクセスできるよう、十分な資源を配分しなければならない。公正な報酬の提供に加えて、財政的支援は、調査サービス、専門家証人、法医学的分析、被拘禁者との面会のための旅費など、必要不可欠なリソースをカバーするべきである。十分な報酬は単なる公平性の問題ではなく、死刑事件の複雑さに対応できる熟練した弁護士を惹きつけ、維持するための前提条件でもある。持続可能な資金の確保により、弁護士は各事件に必要な時間とリソースを専念して投入し、関連する専門家と連携し、財政的制約なく徹底的な弁護戦略を構築することが可能となる。さらに、公正な報酬は、死刑事件を扱うことによる独自の困難や精神的負担を認めるものであり、正義と人権を守る重要な法的業務の価値を強化するものである。

### 能力と経験

#### 11. 死刑事件を引き受ける弁護士は、死刑訴訟に内在する複雑な法的、手続き的、および倫理的課題を乗り越えるために、事前の関連経験、専門的な訓練、または教育を通じて、十分な能力を所有していることを示さなければならない。

死刑事件を扱う弁護士にとって、専門的な訓練と経験は不可欠である。弁護士の能力とは、単なる法的知識にとどまらず、情状酌量の戦略、文化的配慮、国際人権基準、依頼人の脆弱性への鋭敏な認識といった要素を深く理解することを含み、これらすべてが効果的な弁護にとって極めて重要である。弁護士は、依頼人の個別事情に対する共感、感情的知性、敏感さを示すことが求められ、信頼関係を築き、各事件の人間的側面を十分に反映した弁護戦略を構築できるようにする必要がある。

弁護士会や法曹団体には、死刑事件を扱う弁護士が十分な訓練、資源、制度的支援を受けられるよう確保する責任がある。これには、体系的なメンタープログラム、継続的な法教育、法医学・心理学・調査の専門知識へのアクセスが含まれ、能力の高い死刑弁護人の人材プールを強化することにつながる。

多くの死刑事件では、弁護士は公判や世論に大きな影響を与える複雑なメディア・政治環境を乗り越えなければならない。政治的干渉、扇情的報道、世論の圧力は、司法の進行を歪め、公正な裁判を行う環境を損なう可能性がある。メディア対応は、制度的な不正を明らかにしたり公衆の支

持を喚起したりする重要な手段になり得るが、戦略的に慎重に行う必要がある。弁護士は、依頼人のプライバシーや家族の尊厳を保護する義務があり、特に公の注目がさらなる被害を招くおそれや弁護戦略を損なうおそれがある場合は注意が求められる。可能な限り、メディア対応に先立って依頼人の十分な同意を得るべきであり、公開による法的・個人的影響を慎重に検討する必要がある。責任ある関与とは、公共の認識向上の価値と、依頼人の権利、安全、福祉を守る最優先の義務とのバランスを取ることを意味する。

**12. 能力向上の取り組みは、アジアの弁護士や市民社会団体のリーダーシップを優先すべきである。彼らは地域に根ざした信頼、広範なネットワーク、地域特有の法的・文化的課題に対応する能力を有しており、地域の文脈を深く理解している。**

これらの団体は、確立された関係性と信頼性を活かして、持続可能で地域に即した取り組みを推進するのに適している。複雑で多様な法制度、根深い文化的ダイナミクス、資源の制約といった現地の現実を反映したプログラムを設計・実施する能力があり、影響を受ける住民との長期的な関わりからも恩恵を受けることができる。このアプローチにより、直接的な専門知識と地域コミュニティとのつながりを持つ者が主導する、意味のある変革を推進するための地域に根ざした枠組みが育まれる。

### 第三章 アクセス

#### 弁護士のアクセス

13. 弁護士は、死刑を科される可能性のある被告人に対して、逮捕時から公判および公判後の手続に至るまで妨げられることなくアクセスでき、継続的かつ効果的な弁護を行えるようにしなければならない。さらに、弁護士は依頼人に対して、自らの法的権利、選択の結果、利用可能な法的救済手段について、明確かつ包括的な指導を提供する必要がある。

弁護士は、逮捕、取り調べ、依頼人の権利に影響を及ぼす可能性のある手続を含む、あらゆる重要な段階に立ち会わなければならぬ。このアクセスは基本的な法的保障であり、適正手続および公正な裁判の保証の基盤を成す。これにより、死刑の可能性がある被告人は法的権利を実質的に行使でき、妨げや遅延なく有能な法的代理を受けることが可能となる。すべての被告人は、国籍、背景、または起訴された犯罪にかかわらず、拘禁中であっても、外部交通が制限されている場合であっても、その他の制約がある場合であっても、効果的な法的代理を受ける権利を有する。

外国人が関与する事件では、法的代理へのアクセスは、特に国家指定の法的支援が不十分であったり、被告人が直面する独自の法的、言語的、文化的課題に慣れていない場合には、出身国の弁護士にも拡張されるべきである。弁護士は、必要に応じて国境を越えた法的支援を含め、依頼人が選択した弁護人にアクセスできるように擁護するべきである。

弁護士への妨げのないアクセスは、誤判や死刑の恣意的適用につながる手続違反を防ぐ上で極めて重要である。権限を有する当局は、法的事項であろうとなかろうと、弁護士と依頼人のやり取りを妨げたり、遅延させたり、不当または不合理な制限を課してはならない。こうした障壁は、十分な弁護を受ける権利を直接的に損なうものである。中には法的事項に直接関係しないやり取りもあるが、弁護士と依頼人の間の信頼と良好な関係を維持する上で基本的なものである。

国家の弁護士会や法曹団体は、特に権利侵害が最も起こりやすい公判前拘禁中において、弁護士が常に依頼人に完全かつ迅速にアクセスできることを保証するため、積極的な措置を講じるべきである。

14. 弁護士は、言語や識字能力の障壁に対応するため、必要に応じて有資格の通訳者を活用し、文化的に配慮されたコミュニケーション手法や視覚的・簡易化された資料を用いるなど、明確で理解しやすいコミュニケーションを優先しなければならない。

このアプローチは、特に外国人や法制度内で制度的な不利に直面する周縁化されたコミュニティの人々にとって重要である。依頼人が自らの権利、起訴内容、法的手続きを十分に理解できるようにすることで、弁護士は信頼関係を深め、権力の不均衡を緩和し、弁護活動全体の質を高めることができる。

### 専門家へのアクセス

**15. 弁護士は、法医学専門家、精神保健の専門家、情状酌量の専門家、その他関連する専門家と協力して事件を強化し、弁護のあらゆる側面が包括的に構築されるよう努めなければならない。死刑に直面する依頼人も、これらの専門家に実質的にアクセスできるようにし、評価に参加したり、関連する医療・心理的証拠や履歴を提示したり、情状酌量の主張を強化できる環境が必要である。**

現地のリソースが不十分な場合には、地域的な連携を促進して専門的知見へのアクセスを確保すべきである。専門家の証言は、特に情状酌量や責任能力の低下を立証する際に重要な洞察を提供し、弁護主張を補強する上で決定的な役割を果たす。死刑事件に関する専門家は、独立性を保ち、制度的偏見から自由であることが不可欠であり、その評価や証言は外部からの圧力ではなく、最高水準の専門的誠実性に基づくべきである。この独立性は、専門家へのアクセスを支援するために国家が資源を配分する際にも特に重要であり、政府指定の専門家に依存することは公平性や不当な影響に関する懸念を招きかねない。

個別事件にとどまらず、弁護士はこうした協働の制度化を積極的に提唱すべきである。政府や関連機関に対し、十分な資源を配分し、法医学分析、トラウマ評価、文化的評価など独立かつ有資格の専門家への持続的アクセスの仕組みを整備するよう求める必要がある。これらの構造的枠組みを強化することで、死刑弁護手続がその場限りの対応に依存することなく、公平かつ有能な専門家ネットワークに支えられた安定した体制で行われることが保証される。専門家との協働を弁護戦略に組み込むことにより、弁護士は死刑事件におけるより公正で信頼性の高い裁定プロセスに貢献するのである。

**16. 弁護士は、死刑に直面する個人の保護を強化するため、弾力的で包括的なエコシステムを構築する目的で、市民社会団体やその他の関係者と積極的に関わらなければならない。**

死刑弁護は、個別事件での法的支援の提供にとどまらず、強固な支援体制を必要とする。しかし、多くのアジア諸国では、このような支援体制が未発達であったり十分でなかつたりする。支援構造が確立されていない場合、個々の弁護士に過度の負担がかかるため、法曹関係者がより強固で持続可能な枠組みの確立を求めて擁護することが不可欠である。弁護士は、市民社会団体、専

門職団体、その他の関係者との協力を積極的に促進し、制度上のギャップを解消し、法的枠組みを改善し、死刑弁護が国際人権基準に沿うよう努めるべきである。

機能的なエコシステムは、法曹関係者を情状酌量の専門家、法医学専門家、精神保健専門家、その他関連する専門家と結びつけ、強力な弁護を構築するために必要な学際的支援へのアクセスを確保するものでなければならない。さらに、弁護士は、学んだ教訓の共有、ベストプラクティスの統合、継続的な専門能力開発を促進する専門的ネットワークの強化にも取り組むべきである。これらの関係者間の協働を促進することで、弁護士は死刑に直面するすべての個人の尊厳、権利、公正な裁判の保障を優先する、より公正で衡平な制度の構築に貢献することができる。

### 文書と証拠へのアクセス

17. 弁護士は、法的手続のすべての段階において、関連するすべての文書に対して即時かつ包括的にアクセスできる明確な権利を有さなければならない。これには、捜査記録や報告書、取調べ記録、医療報告書、法医学分析、証拠収集記録、その他事件に関連する資料が含まれるが、これらに限定されない。このようなアクセスは、弁護士が徹底的かつ効果的な弁護を準備し、依頼人の権利を保護し、国際人権基準の順守を確保するために不可欠である。

公判前の文書へのアクセスは、特に強制、違法な証拠収集行為、その他の不正行為など、手続違反を特定・是正する上で重要である。早期のアクセスにより、弁護士は違法に取得された証拠の採否を争い、信頼性のある弁護戦略を構築し、依頼人の公正な裁判を受ける権利を擁護することができる。また、これは制度的な虐待防止策としても機能し、説明責任を促進し、司法制度の信頼性を強化する。

関連当局は、手続の公平性や依頼人が十分な法的主張を行う能力を損なう可能性があるため、こうしたアクセスを迅速かつ不必要的妨害なしに提供する法的義務を負う。証拠共有の透明性は単なる手続上の必要性にとどまらず、公正な裁判権の基盤であり、死刑事件において特に重要である。事件文書への妨げのないアクセスを確保することは、司法制度の信頼性を強化し、適正手続の保証を確認し、誤判や不当な量刑から依頼人を保護することにつながる。

18. 弁護士はまた、依頼人の家族が法的手続きを効果的に支援できるよう、事件に関連する情報へのアクセスを容易にする必要がある。

しかし、このような情報提供は、機密情報を保護するために厳格な秘密保持プロトコルに従って行わなければならない。弁護士は、家族に事件への実質的な関与を可能にすることと、依頼人の立場を危うくする可能性のある特権情報や機密情報を保護することとの間で慎重なバランスを取る

べきである。この協力により、家族は建設的な役割を果たすことができ、同時に法的弁護の完全性が損なわれないよう保証される。

### 守秘義務とデータ保護

19. 弁護士は、対面での接見を含むあらゆる手段による依頼人とのコミュニケーションを厳格に秘密として取り扱い、法的手続全体を通じてこの秘密性を確保するための積極的な措置を講じなければならない。さらに、依頼人に対して秘密保持されたコミュニケーションを行う権利があることを明示的に伝え、機微な情報がどのように取り扱われ、保護されるのかを十分に理解させる責任がある。

秘密保持の徹底は信頼関係を醸成し、防御活動への全面的な参加を促し、弁護士と依頼人との秘匿特権の完全性を守るうえで不可欠である。

秘密保持プロトコルの厳守は、弁護士の基本的かつ倫理的な職務です。弁護士は当局その他によるこの保護を損なおうとするあらゆる試みに警戒し、漏洩を防ぐために必要なあらゆる措置を講じる義務を負う。これにより、依頼人の権利と訴訟手続の公正さが確保される。

## 第四章 死刑事件における公正さと保護の確保

### 死刑事案における拷問と虐待の防止

20. 弁護士は、特に逮捕、勾留、取調べの過程において、依頼人が拷問、強要、暴力、その他の不当な扱いを受けることがないよう、積極的かつ戦略的な措置を講じなければならない。死刑事件における虐待のリスクが高いことを踏まえ、弁護士は、自白や情報を引き出すため、または公正な裁判を妨げたり被告人に不当な圧力を加えたりすることを目的とした行為に対して、最前線で防波堤となる責務を負う。

弁護士は勾留環境を積極的に監視し、取調べにおける弁護人立会い、外部との接触を断たれた拘禁の防止、黙秘権の保障など、不当な扱いを防ぐためのセーフガードを主張しなければならない。未決勾留は過密収容、不十分な監督、権力の濫用などによって特徴づけられることが多く、死刑事件の被告人は特に脆弱な立場に置かれる。弁護士は身体的または心理的虐待の兆候を速やかに把握し、精緻に記録し、監督機関、裁判所、または国際的メカニズムに報告する必要がある。虐待が生じた場合には、強要による証拠の排除を求め、権利侵害の責任追及を行うため、迅速な法的手段を講じなければならない。

法的弁護を超えて、弁護士は独立した医療専門家や法医学専門家と連携し、拷問やその他の不当な扱いの証拠を評価・記録し、法廷に提出する必要がある。また、勾留記録の透明性向上、取調べや勾留施設の独立監視、国連拷問禁止条約(CAT)や「拷問および他の残虐・非人道的もしくは品位を傷つける取扱いまたは処罰の効果的な調査および記録のためのマニュアル(イスタンブル・プロトコル)」などの国際人権基準の遵守といった制度改革を推進すべきである。さらに、市民社会団体や国内人権機関と協力することで、弁護士は虐待を可能にしている構造的条件に挑戦し、死刑事件の被告人を守るための保護を強化する政策変革を推進する上で重要な役割を果たすことができる。

21. 弁護士は、拷問、強要、暴力、その他の不当な扱いや違法な手段によって得られた証拠の証拠能力について、徹底的に争わなければならない。そのような証拠に依拠することは、法的手続の公正性を根本から損ない、冤罪のリスクを高めることになる。裁判所には、強要や違法な手段によって得られた証拠を排除する義務があり、弁護士はこの義務が厳格に履行されるよう確保しなければならない。

死刑事件においては、最も重大な結果が伴うため、弁護士は特に自白などの証拠がどのような方法で得られたのかを精査する必要がある。証拠収集の状況について徹底的に調査し、取調べの方法、勾留環境、強要的手法の有無を厳しく検証しなければならない。権利侵害があった場合、弁護士は取調べ記録、医療検査報告、拘置施設の記録などの全面的な開示を求め、不当な扱いの主張を裏付ける必要がある。不正な証拠の排除は、単なる手続上の要件ではなく、不公正な裁判や司法の誤謬を防ぐための根本的なセーフガードなのである。

法廷での弁護活動にとどまらず、弁護士は拷問や強要を裏付ける信頼性の高い記録を提供するため、独立した法医学および医療の専門家と積極的に連携すべきである。専門家の証言や法医学的分析は、証拠排除の申立てを裏付ける強力な証拠となり、捜査や訴追過程に内在する制度的欠陥を浮き彫りにすることができる。必要に応じて、弁護士は国家機関や国際人権機関に救済を申し立て、特に制度的な権利侵害が蔓延している事案に介入を求めるべきである。弁護士はまた、取調べの全過程の録画、拘禁手続に対する独立した監督、強要による自白の利用に対する法的責任を課す枠組みなど、必須のセーフガードを推進しなければならない。強要的慣行に対する戦略的訴訟は、制度全体の改革を促す契機となり、特に死刑を争う被告人に対する保護を強化する。

さらに長期的には、弁護士は強要的な取調べ慣行を根絶し、拷問に対する防止策を強化するための制度改革に取り組む必要がある。これには、取調べ手続の透明性の向上、全ての拘禁下の取調べに対する録画の義務化、より強固な監督メカニズムの導入などが含まれる。個別事案と制度全体の両方において不当な慣行に異議を唱えることで、弁護士は「正義が実現される」だけなく「正義が実現されている」と見えることを確保し、司法制度への市民の信頼を強化し、法の支配を守る役割を果たすのである。

## クライアントの健康と福祉の保護

**22. 弁護人は、拘禁や収容の状況と差し迫った死刑執行のトラウマが重なり、深刻な心理的苦痛や急速な健康悪化を引き起こす可能性があることを認識したうえで、クライアントの身体的および精神的な健康と福祉を積極的に監視し、擁護しなければならない。**

拘禁環境や死刑執行の差し迫った恐怖は、深刻な精神的苦痛や急速な健康の悪化をもたらす可能性がある。過密収容、劣悪な衛生環境、不十分な衛生設備、独房監禁、死刑囚としての長期隔離といった状況は、身体的・精神的な脆弱性をさらに悪化させる。多くの死刑被告人は、すでにトラウマや心理社会的障害、虐待の経験を抱えており、深刻な精神的悪化、自傷行為、自殺のリスクに特にさらされやすいのである。弁護人は、クライアントが独立した医療評価を受け、適時かつ十分な医療にアクセスし、適切な心理的支援を受けられるように確保しなければならない。また、拘禁や収容の条件が、国際人権基準、すなわち女子被収容者の処遇に関する国連規則（バンコク・ルール）や被拘禁者の処遇に関する国連標準最低規則（ネルソン・マンデラ・ルール）に適合するように働きかける必要がある。

さらに、緊急の医療対応を確保するだけでなく、弁護人は、残虐、非人道的、または品位を傷つける扱いに当たり得る拘禁条件に異議を唱え、死刑囚現象——死刑執行の絶え間ない脅威のもとで長期間拘禁されることによる心理的・感情的負担——を軽減するために尽力すべきである。健康状態の悪化については記録し、恩赦の申立てや関連する法的申し立てにおいて主張する必要がある。これは、クライアントの訴訟への実質的参加能力が損なわれていることを示したり、死刑

判決の再考を正当化したりする根拠となり得る。必要に応じて、弁護人は、医療専門家、人権団体、国内人権機関、独立した監視機関と協力し、死刑囚の拘禁施設における体系的な医療の不備を明らかにし、尊厳と福祉を守る責務を怠っている当局の責任を追及しなければならない。

### 上訴、恩赦嘆願、および執行停止の追求

23. 弁護人は、上訴や有罪判決後の申立て、その他の司法審査の仕組みを含め、利用可能なあらゆる法的救済手段を尽くし、クライアントを保護し、取り返しのつかない司法の誤りを是正しなければならない。上訴を追及する義務は、単なる手続的な遵守にとどまるものではなく、死刑事件において誤判や手続上の違反、不均衡な量刑に対して厳格かつ戦略的に異議を唱えることを求めるものである。

効果的な上訴戦略には、裁判記録の綿密な再検討、法的および手続上の誤りの特定、そして必要に応じて新たに発見された証拠の提出が求められる。また、法律理論の誤用、司法の権限逸脱、確立された判例からの逸脱によって不当な有罪判決や不均衡な量刑が下された場合には、それに対しても異議を唱えなければならない。さらに、適正手続の侵害、検察官の不当行為、弁護人の援助の不十分さ、強要された自白や違法に取得された証拠への依拠など、死刑事件の公正性を損なう要素を徹底的に明らかにする必要がある。

また、必要に応じて、死刑の合憲性についても争うべきである。特に、精神障害を有する人、虐待の被害者、あるいは制度的差別を受けてきた人など、脆弱な被告人が関わる事件においては、その重要性が高まる。上訴審での訴訟は、必要に応じて国内外の両レベルで行い、利用可能な司法的・手続的な保障を最大限に活用することが求められる。死刑上訴の複雑さを踏まえ、弁護士は専門家の助言を積極的に求め、法的ネットワークと連携し、より広範なアドボカシー活動と歩調を合わせることで、冤罪や不当な量刑に対する制度的な挑戦を強化すべきである。

24. 弁護士は、死刑執行前に利用可能なすべての救済手段を十分に尽くしたうえで、最後の重要な手段として恩赦または人道的な配慮を追求しなければならない。十分に準備された恩赦申立ては、単なる手続的な形式ではなく、不当かつ不均衡な量刑を防ぐための基本的な保障であり、特に上訴が尽くされた場合において重要な意味を持つ。

戦略的かつ十分に裏付けられた恩赦申立てには、弁護士が家族、情状弁護の専門家、関連分野の専門家と緊密に協力し、恩赦や人道的な配慮を求める強力な根拠を構築することが求められる。その内容には、詳細な生活史、更生の証拠、精神健康の評価、さらには人道的な配慮の必要性を裏付ける広範な社会経済的・政治的な論拠や考慮事項を含めることが必要である。体系的な差

別や手続上の不正が有罪判決を汚している場合には、恩赦申立てにおいてそれらを明確に指摘し、救済の根拠とすべきである。

また、弁護士は恩赦手続において完全な透明性と手続的公正を強く求め、実質的かつ十分な審査期間の確保、ならびに下された決定に対する説明を受ける権利を擁護しなければならない。恩赦がほとんど認められない法域においては、弁護士は市民社会組織や国際人権機関(可能な場合)と連携し、制限的な政策に異議を唱え、より強固で透明性が高く、説明責任を伴う行政審査の仕組みを推進すべきである。

**25.弁護士は、死刑執行が(差し迫って)予定された場合には、必ず執行停止の申立てを行わなければならない。執行停止は、取り返しのつかない害を防ぎ、さらなる法的・人道的・手続的な異議申し立てを行うための時間を確保する、最後かつ不可欠の手続的保障として機能する。**

死刑が最終的かつ不可逆的な刑罰であることを踏まえると、弁護士には、執行を遅らせ、あるいは阻止するために利用可能なすべての法的手段を尽くすという最重要の責務がある。これには、不当な国家による死を防ぐために人道的な理由を主張することも含まれる。法的な瑕疵が未解決のまま残されている場合、考慮されていない情状酌量の事情が存在する場合、あるいはより広範な人権侵害が継続している場合には、いかなる死刑執行も進められるべきではない。

## 第五章 特定の考慮事項

### 判例および国内法の枠組み

26. 弁護士は、国内の主張を国際基準や比較法と積極的に整合させるよう努め、国内の法制度や司法先例を戦略的に活用して、死刑を科される可能性のある個人に対して強力な弁護を構築するべきである。

国内の憲法規定、立法上の保護措置、そして司法判断は、特に量刑の運用が基本的権利や適正手続に反したり、死刑を制限する新たな法理が生じている場合に、死刑判決の適法性を争うための重要な手段を提供する。確立された司法先例や国内憲法上の保護措置に基づくことは、死刑事件における弁護士にとって戦略的に不可欠である。権威ある判決を参照し、国内の法制度を活用することによって、弁護士は死刑判決の有効性に異議を唱える説得力のある主張を構築することができる。この過程には、既存の判例を活用するだけでなく、死刑裁判の公正性を損なうおそれのある国内法の不備や矛盾を特定することも含まれる。

さらに、法律実務家は、弁護士会、法学者、人権団体と連携し、ベストプラクティスを集約し、判例の動向を記録し、制度改革を推進するべきである。

### 国際的な状況

27. 弁護士は、外国人や引き渡し・越境訴追の対象となり得る個人を含む国際的な事案において発生しうる法的・手続上の不備を慎重に調査・記録し、それらを弁護戦略における重要な論点として提示するよう努める必要がある。

難民や外国人が関わる事件では、弁護士は複雑な国際的法的問題に正確かつ文化的な配慮をもって対応することが求められる。外国人には、領事関係に関するウィーン条約(VCCR)で定められているように、領事へのアクセスおよび支援を受ける基本的な権利がある。弁護士は依頼人にこの権利を十分に知らせ、領事当局が必要な支援を行えるよう、適時にアクセスを認めることを確保しなければならない。政治的に敏感な事件、たとえば政治的反体制派や国家安全保障に関する犯罪で告発された個人に関する事件では、外交上の配慮が領事アクセスや公正な裁判の保証を妨げることがある。弁護士は、こうした障害を予見し、それに異議を唱えて、司法手続への不当な政治的介入を防ぐ必要がある。

さらに、政治的な力学は、引き渡し決定、二国間協定の履行、司法制度における外国人の待遇にしばしば影響を及ぼす。弁護士は、政治的動機による訴追に異議を唱え、依頼人を不公正な裁判や不当な扱いにさらすおそれのある引き渡し要請に反対し、差別のない法的保護を求める準備をしておくべきである。国際的な法的協力を強化し、人権メカニズムを活用することは、国際的な死刑事件における政治的圧力の影響を緩和する上で重要な手段となる。

## 被害者家族

28. 弁護士は、被害者遺族が関与する事件においては、配慮と戦略的な先見性をもって臨まなければならない。なぜなら、遺族の関与は、量刑の結果、恩赦の検討、修復的司法の取り組みなど、法的手続に重大な影響を与える可能性があるからである。適切であり、かつ依頼人の弁護方針と整合する場合には、弁護士は依頼人の権利や弁護を損なわない範囲で、被害者遺族との建設的な関与の道を模索すべきである。

多くの法域において、被害者遺族の立場は、検察の判断、裁判官の裁量、さらには死刑に関する世論にまで大きな影響を与え得る。弁護士はこの微妙な関係を慎重に扱い、被害者遺族の見解を尊重する必要性と、死刑に代わる量刑を求める弁護活動との間で適切に調整しなければならない。場合によっては、調停、和解の仕組み、または独立した仲介者を通じた被害者と加害者の対話が、遺族に減刑や代替的な量刑を支持する機会を提供することもある。ただし弁護士は、被害者遺族に死刑を求める、あるいは死刑に反対するよう過度な圧力をかける強制的または国家の影響を受けた言説に対しては、常に警戒を怠ってはならない。

さらに、弁護人は、国家による被害者補償制度や修復的司法の取り組みが欠如しているといった、より広範な制度的課題を指摘すべきである。こうした欠如により、遺族は懲罰的措置以外に選択肢を持てないことが少なくない。弁護士は、正義・責任追及・更生の可能性を重視する代替的な量刑を主張することによって、死刑という懲罰的反射を問い直し、人間の尊厳を守る法的戦略を推進することができる。比例原則、修復的司法、死刑以外の量刑がもたらす社会的利益を強調する弁護方針は、応報からより正義にかなった原則的な法制度へと物語を転換させることができるのである。

## 第六章 ウエルビーリング

### 精神的健康と支援システム

**29. 死刑事件を担当する弁護士は、その業務が精神的に極めて大きな負担となることを認識し、包括的なメンタルヘルス支援にアクセスできなければなりません。持続的な心身の健全さは、弁護士個人の回復力のためだけでなく、法的代理の質と有効性を維持するためにも不可欠である。法的機関、弁護士会、専門家ネットワークは、弁護士のメンタルヘルスを守るために、十分な資源を備えた体系的な支援体制を確立すべきである。**

死刑や特に執行を前にした依頼人を弁護することの感情的負担は非常に大きく、燃え尽き症候群、代理性トラウマ、長期的な心理的苦痛をもたらすことが少なくない。弁護士は、こうした困難に対処するため、定期的なカウンセリングやピアサポートを含む、機密性が確保された利用しやすいメンタルヘルスサービスを必要としている。弁護士会や法律関連団体は、弁護士が孤立してこれらの重圧に対処することのないよう、こうした支援を提供しなければならない。

さらに、弁護士が経験を共有し、助言を求め、連帯や集団的レジリエンスを育むことのできる組織的なピアサポートネットワークを整備すべきである。二次的トラウマ、セルフケア、ストレス管理に関する研修を含む能力強化プログラムも、専門的能力開発に統合されるべきである。弁護士は、正義への献身を持続させながら感情的なバランスを保つための戦略を身につけなければならない。これらの保障は、個々の弁護士の心身の健全さを強化するだけでなく、死刑弁護活動全体の持続可能性と有効性を高めるものである。

### 協働とピアラーニング

**30. 弁護士は、知識を共有し、戦略を洗練させ、多様な視点から洞察を得ることができる協働の場や学習交流に積極的に参加すべきである。**

学際的なチームやピアラーニングの取り組みに参加することは、専門的成長を促進し、法的成果を向上させるために不可欠である。弁護士は、死刑事件に固有の職業的・個人的課題の双方に対応できるよう、仲間や専門家との長期的な協力関係を構築し、継続的な学習と支援の環境を育むよう努めなければならない。地域的および国際的なネットワークは、最善の実務を交換し、情状弁護戦略や法医学的証拠に関する専門知識といった特化した資源にアクセスできる場を提供することによって、こうした交流を促進する上で重要な役割を果たす。弁護士はこれらのネットワークに参加することによって、自らの能力を高めるだけでなく、死刑事件における司法の成果を改善するための、より広範な共同の取り組みに貢献することができるのである。

## アジアにおける死刑犯罪

アジアにおいては、死刑は主として 5 つの類型の犯罪に適用されている。それは、薬物犯罪、テロ行為、殺人、性犯罪、そして冒涜罪である。これらの犯罪類型は、地域ごとに異なる法制度や政治的優先事項を反映しており、多くの場合、厳格な国家政策や社会的・治安上の課題に対応する必要性という認識に影響されている。しかしながら、これらの事案における死刑の適用は、公正さ、比例原則、国際法の遵守といった観点から、重大な人権上の問題を提起することが少なくない。

### 薬物犯罪

薬物関連犯罪は、アジアにおける死刑事件の相当な割合を占めており、いくつかの国では、いわゆる「麻薬戦争」の一環として、強制的な死刑判決を含む厳しい刑罰が採用されている。各国政府は、これらの措置が違法薬物取引と闘い、公衆の安全を確保するために不可欠であると主張するが、その一方で、公正な裁判を受ける権利、比例原則に基づく量刑、恣意的な処罰からの保護といった基本的人権が犠牲になることが少なくない。

弁護士は、薬物関連犯罪を単に刑事行為として扱うのではなく、公衆衛生や社会経済的な観点から捉え直すというパラダイム転換を提唱することで、実証に基づく政策の重要性を強調することができる。これには、ハームリダクションサービスの推進、自発的な治療プログラムへのアクセスの拡大、個人使用目的の薬物使用および所持の非犯罪化を主張することが含まれる。このようなアプローチは、人権の原則に合致するだけでなく、薬物問題の根本的な原因に取り組むものであり、死刑のような懲罰的措置に代わる、より効果的で人道的な解決策を提示するものである。

- **比例原則**: 国際人権規約(ICCPR)第 6 条第 2 項は、死刑の適用を「最も重大な犯罪」に限定している。そして、国連人権委員会は、この「最も重大な犯罪」とは故意による殺人を伴う犯罪に限定されることを明確にしている。薬物犯罪はこの基準を満たさないため、このような事案における死刑の適用は比例性を欠いた対応となる。
- **強制的量刑の違反**: 国連人権委員会の一般的意見第 36 号は、強制的な死刑判決は、ICCPR 第 14 条に定められた公正な裁判の保障と両立しないことを強調している。弁護士はこの基準を用いて、薬物関連事件において裁判官の裁量が欠如している点を争うことができる。
- **懲罰より更生を重視**: 国連薬物犯罪事務所(UNODC)は、薬物関連の問題を純粹に刑事問題としてではなく、公衆衛生上の課題として扱うことを推進している。弁護士はこの視点を用いて、応報ではなく更生に焦点を当てた代替的な量刑を主張することができる。

## テロリズム

アジアにおけるテロ対策法は、国家安全保障を守ることと基本的人権を尊重することとの間に存在する微妙な緊張関係をしばしば浮き彫りにする。国家が自国民をテロ行為から守る正当な義務を負っている一方で、そのような取り組みはしばしば適正手続の権利の侵害や国家権力の過度の行使につながる。迅速すぎる裁判、弁護人への接見の否定、秘密証拠の使用といった措置は、国家安全保障の名目で正当化されることが多いであるが、国際法において保障されている正義や公正の原則を損なうおそれがある。

国際人権規約(ICCPR)は、公共の緊急事態において一定の権利の制限を認めているが、その制限は厳格に必要不可欠であり、比例的であり、かつ差別的であってはならないと定めている。弁護士は、特にテロ対策法が不均衡に適用されたり、特定の民族や宗教集団を標的とする場合に、政府に対してこれらの基準を順守させるうえで重要な役割を果たす。人権の保護が、テロ対策の正当性や実効性をむしろ強化することを示すことによって、弁護士は安全保障上の要請と法の支配の双方を尊重する、よりバランスの取れたアプローチを提唱することができる。

- **適正手続:**国際人権規約(ICCPR)第14条は、公正な裁判を受ける権利を明確に保障している。その内容には、適切な法的援助を受ける権利、防御準備のために十分な時間を与えられる権利、公正な裁判官による判断を受ける権利が含まれる。特に国家安全保障を名目としてこれらの保障から逸脱することは、国際人権基準の重大な違反に当たる。
- **量刑の比例性:**国連経済社会理事会による「死刑適用を受ける者の権利を保護するための保障」は、死刑の適用を故意の殺人に厳格に限定しており、量刑における比例性の原則を強調している。多くのテロ関連犯罪は、直接的な生命の喪失を伴わないものも含まれており、この基準を満たさない場合が少なくない。

## 殺人

殺人は、死刑を正当化する最も普遍的に引用される理由の一つであり、故意の殺人は究極の刑罰に値する重大な道徳的・法的違反であるという認識に根ざしている。多くのアジアの法域では、故意の殺人事件において依然として死刑が適用されており、その際には応報と抑止の観点が強調されることが多い。しかしながら、このようなアプローチは、多くの殺人事件の背景にある複雑で多面的な現実を考慮しないことが少くない。そこには、加害者の行為に影響を与える社会経済的、心理的、制度的な条件が含まれる場合がある。

精神的健康状態、虐待の経歴、極度の貧困、強要といった情状は、殺人事件の文脈を理解する上で重要な役割を果たすが、量刑においてしばしば軽視される。さらに、死刑が効果的な抑止力となるという主張には実証的な裏付けがなく、多くの研究は、代替刑罰と比較して殺人率を有意に減少させていないことを示している。これらの要素を無視することは、制度的不平等を助長し、暴

力犯罪の根本原因に対処することを怠ることにつながり、死刑の道徳性と有効性の両方に疑問を投げかけるものである。

### 性犯罪

一部のアジア諸国では、特に被害者が未成年の場合、性的犯罪、特に強姦に対して死刑が科されることがある。国家には性的暴力を抑止し処罰する正当な利益があるが、死刑の適用は、比例原則、冤罪のリスク、国際人権基準の遵守といった点で深刻な懸念を生じさせる。国連や各種人権機関は、死刑は「最も重大な犯罪」に限定されるべきであることを再確認しており、これは故意の殺人を意味すると解釈されている。

性的犯罪事件における冤罪のリスクは、証拠の制約、強要された自白への依存、弱い法的代理といった要因によってさらに高まる。いくつかの法域では、性的犯罪の定義が広範または曖昧であり、十分な手続保障が欠如していることから、不公正な裁判の可能性が高まる。弁護士は、適正手続の権利が厳格に守られるよう確保するとともに、代替的な刑罰の適用を主張し、犯罪に対して不均衡な場合には死刑の使用に異議を唱えなければならない。

### 冒瀆

冒瀆罪、扇動罪、その他の政治的犯罪は、一部のアジアの法域において引き続き死刑の対象となっている。これらの法律はしばしば選択的に適用され、政治的異議者、宗教的少数派、表現の自由行使する個人が標的となる。このような犯罪に対する死刑の適用は、思想・良心・宗教・表現の自由を保護する国際人権義務に違反する。

これらの事案における死刑の適用は、しばしば恣意的で適正手続を欠き、恐怖と抑圧の雰囲気を助長する。多くの場合、冒瀆罪や扇動罪の法律は、少数派や政府批判者に対する武器として利用され、差別や基本的自由の侵害に関する懸念を生じさせる。弁護士は、これらの犯罪で起訴された個人を弁護する際、国際的な法的保護を援用し、起訴の合法性に異議を唱え、非暴力的犯罪に対する死刑の廃止を主張しなければならない。また、民主的原則や人権規範を尊重する法改正を推進するため、市民社会組織や人権擁護者と連携して活動する必要がある。